

## 再意見書

平成23年3月3日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 335-0023

(ふりがな) さいたまけんとだしほんちょう

住 所 埼玉県戸田市本町1-25-2

ふりがな) かぶしきかいしゃえぬずこーぼれーしょん

氏 名 株式会社エヌズコーポレーション

だいひょうとりしまりやく のざわやすひこ

代表取締役 野澤 康彦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

前回意見募集において、設備敷設事業者は、現行制度が「接続事業者が自らの責任においてコスト負担を行う、現時点で最も公平性の高い」ものとして、分岐回線単位での接続料設定をコストの公平性の観点から否定しています。接続事業者は、その反対でサービス競争促進の観点から同接続料設定を実現すべきとしています。

このような議論は何年もの間、ほとんど進展がないまま、同じような主張が繰り返されています。

アナログ回線から光回線への置き換えが目前に迫る中、議論を少しでも前進させるべく、現行の1芯単位での貸出か分岐回線単位での貸出か的一方のみを選択するのではなく、いずれをも並存させる形式での実現をすべきではないでしょうか。

ただし、その場合においては、冒頭にて記載したコストの公平性の問題を解消する必要があります。そのため、1芯単位での貸出を希望する事業者は、現行どおりの接続料で使用させ、分岐回線単位での貸出を希望する事業者については、現行方式での1芯接続料に当該貸出方法で使用する芯線数を乗ずることで同貸出方法における総コストを算定し、その総コストから同貸出方法で使用する分岐回線数を除することで、1分岐回線あたりの接続料を算出するという解決策もあると考えます。